

議案第 27 号

上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について  
上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 3 月 2 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例  
上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 46 年上越市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条中「水火災その他の災害」を「災害（水火災、地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改める。

第 12 条を次のように改める。

（報酬）

第 12 条 団員の報酬は、年額報酬及び出動報酬とする。

2 団員には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める年額報酬を支給する。

- (1) 団長 96,000 円
- (2) 副団長 69,000 円
- (3) 分団長 50,500 円
- (4) 副分団長 45,500 円
- (5) 部長 37,000 円
- (6) 班長 37,000 円
- (7) 団員 36,500 円

3 団員には、災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合に、次により出動報酬を支給する。

区分	支給単位	金額	摘要
災害出動	1 日	8,000 円	出動時間が 1 日に満たないときは、1 日として計算する。
警戒出動	1 回	800 円以上 2,000 円以下	出動期間が 1 日以上にわたるときは、1 日を単位として計算する。
訓練・調査研究出動	1 回		

第 13 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「前項」を「前条」に、「団員が」を「団員には、」に改め、同項を同条とする。

第 14 条中「及び費用弁償」を削り、「1 月、4 月、7 月及び 10 月」を「2 月、5 月、

8月及び11月に、「前月」を「前々月」に、「前条第2項」を「前条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例は、この条例の施行の日以後に職務に従事するものに係る報酬及び費用弁償の支給について適用し、同日前に職務に従事したものに係る報酬及び費用弁償の支給については、なお従前の例による。